

保険料額などの
確認を

国民年金の保険料額や納付など

【令和2年度国民年金保険料額】

令和2年度の国民年金保険料は、月額1万6,540円となり、令和元年度の保険料月額から130円の引き上げになります。

【国民年金保険料の納付】

4月上旬に、国民年金保険料納付案内書（納付書）が日本年金機構から送付されます。案内書には毎月の保険料納付書のほか、前納や口座振替、クレジットカードによるお得で便利な納付方法について記載しています。

■**問い合わせ先** 保険料の前納について…弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）・国保年金課国民年金係（☎40-7048）／口座振替の申し込みについて…口座を開設している金融機関や郵便局、弘前年金事務所、国保年金課国民年金係

【学生納付特例申請】

大学、短大、専門学校などに在学する学生には、在学期間中、保険料の納付を猶予する学生納付特例制度があります。令和元年度分の学生納付特例の承認を受けている人で、令和2年度以降も引き続き在学予定の人には、はがき形式の申請書が日本年金機構から送付されます。特例の申請をする場合は、はがきに必要事項を記入し、返送してください。

※4月中旬を過ぎてもはがきが届かない場合は、市役所、岩木・相馬総合支所、各出張所または年金事務所で申請してください。なお、市民課駅前分室・城東分室では受け付けませんので、ご注意ください。

■**問い合わせ先** 弘前年金事務所（☎27-1339）／国保年金課国民年金係（☎40-7048）／岩木総合支所民生課（☎82-1628）／相馬総合支所民生課（☎84-2113）

公共交通利用のススメ

新生活は通勤・通学定期がおすすめ！

4月から就職や進学などで始まる新生活は、さらに広い社会へ新たな一歩を踏み出すことになり、新しい発見があるかもしれません。これまでの自転車や徒歩での移動に加えて、路線バスや電車など公共交通の定期券を利用した通勤・通学はいかがでしょうか。

【公共交通を利用して通うメリット】

①交通事故のリスクが減る

自動車は交通事故のリスクが最も高い乗り物です。一方で、バスや電車はプロの運転手が細心の注意を払って運行しているので、事故のリスクが格段に低くなります。

②社会性が育まれる

公共交通を利用すると、たくさんの人と同じ空間を共有することになります。マナーや思いやりが不可欠で、日常的に社会性を育む機会が得られます。

【スマートフォン向けアプリ「あおりナビ」

を活用しませんか？

公共交通を使いたいけど、どのバスや電車に乗ればいいのか分からない…。そんな疑問を簡単に解決してくれる青森県観光・交通案内ナビゲーションアプリ「あおりナビ」を紹介します。

「あおりナビ」は、バスと電車を組み合わせたルート検索、乗り換え情報、所要時間、料金などの交通案内だけでなく、イベント情報や施設情報も調べることができます。画面の地図上で経路が分かり、簡単に操作できますので、ぜひお試しください。



※アプリは無料ですが、通信費は利用者の負担となります。

■**問い合わせ先** 路線バスに関すること…弘前バスターミナル（☎36-5061）／鉄道に関すること…弘南鉄道（☎44-3136）・JR弘前駅総合電話案内サービス（☎32-1354）／その他…地域交通課（☎35-1124）

あなたの意見を
市政のために

弘前市災害廃棄物処理計画（案）への意見募集（パブリックコメント）

市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。



▼**内容** 自然災害が起きた後、一定期間に大量に発生する災害廃棄物へ対応するための「弘前市災害廃棄物処理計画」について

▼**募集期間** 3月23日（月・必着）まで

▼閲覧方法

○市ホームページから閲覧

○次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

環境課（市役所2階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼対象者

①市内に住所を有する人、②市内に事務所等を有する人または団体など、③市内に勤務する人、④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人、⑥本計画（案）に利害関係を有する人

資産税課からの
お知らせです

土地・家屋の価格等の縦覧および閲覧

固定資産税の納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるよう縦覧を実施します。

市内に所有する土地の固定資産税納税者は、土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格を記載）を、また、家屋の固定資産税納税者は、家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載）を見ることができます。

市内に土地・家屋・償却資産を所有している（1月1日現在）人を対象とした固定資産税課税台帳の閲覧は、年間を通して有料で行っていますが、縦覧期間は無料で閲覧できます。

縦覧の際は、納税者本人あるいは代理人であることを確認できるもの（運転免許証、保険証、個

▼提出方法

指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は①～⑥のいずれか）、件名（任意様式の場合のみ、「弘前市災害廃棄物処理計画（案）への意見」など）を必ず明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、環境課宛

②環境課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）

③ファクス…37-7271

④Eメール…kanky@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▼**意見の公表など** 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、住所・氏名を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■**問い合わせ先** 環境課（☎32-1969）

人番号カードなど）を持参してください。

※代理人は、納税者本人からの同意書が必要です。

▼**縦覧期間** 4月1日～5月31日の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日および5月4日～6日を除く）

▼**縦覧場所** 資産税課（市役所2階）、岩木総合支所民生課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）

■**問い合わせ先** 資産税課土地係（☎40-7028）・家屋係（☎40-7029）／岩木総合支所民生課（☎82-1628）／相馬総合支所民生課（☎84-2113）

※令和2年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月上旬から中旬に送付する予定です。